

別表第1（第3条、第5条関係）

	対象事業	交付対象経費	交付対象者	補助率及び上限
(1)	<p>農産物の生産環境の整備若しくは生産コストの削減に資し、農業収入を増大させるための事業、又は新規就農者若しくは後継者を発掘し、若しくは育成するための事業</p>	<p>生産コスト及び労力削減や農業収入増大のために必要かつ相当と認める経費のうち、次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 報償費（外部講師謝金等。ただし、講師謝金は一人1時間あたりの上限額を5,000円（県内）又は20,000円（県外）とする）</li> <li>2. 旅費（構成員及び外部講師の旅費等。ただし、旅費は交通費（公共交通機関利用料、航空費等）及び宿泊費を含み、費用の実額又は南小国町職員の旅費に関する条例（昭和36年南小国町条例第10号）に基づく額のいずれか安価な額を交付対象経費とする）</li> <li>3. 需用費（消耗品費、原材料費及び印刷製本費等。ただし、食糧費は除く）</li> <li>4. 手数料（資格取得、システム導入費等。ただし、一般的な資格取得に要するものと判断されるものは除き、特に必要であるものと認められるものとする）</li> <li>5. 使用料及び賃借料（機械装置、会場等のリース費等。ただし、土地の購入及び賃借に係る費用は対象外とする）</li> <li>6. 工事費（施設新設工事、増設工事等。ただし、対象となる施設は農産物の生産に必要となる施設とし、200,000円未満のものは対象外とする。また、農地の区画整理における交付対象面積は10a以上（農地1枚単位）とする。ただし、農産物の生産計画や収支計画等により、事業効果があると町長が認める場合はその限りではない。また、農業用施設の新設等における交付対象経費は、農地の区画整理を実施し、農産物の生産計画や収支計画等を達成するうえで必要な範囲として、町長が認めるものに限る）</li> <li>7. 備品購入費（機械、資材等の導入費等。ただし、中古品の取得については、取得時に農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条に定める期間を超えないものとする。また、汎用性が高く、目的外使用のおそれの多いもの及び家畜の導入は対象外とする。ただし、町から認定を受けて3年以内の新規就農者が行うものであって、阿蘇農業協同組合の導入事業を受けない家畜の導入に関しては、対象とする。）</li> <li>8. 負担金（研修会の参加費等）</li> </ol>	法人等	補助率：50% 上限：500万円
			認定農業者	補助率：40% 上限：300万円
			農業経営体	補助率：35% 上限：200万円